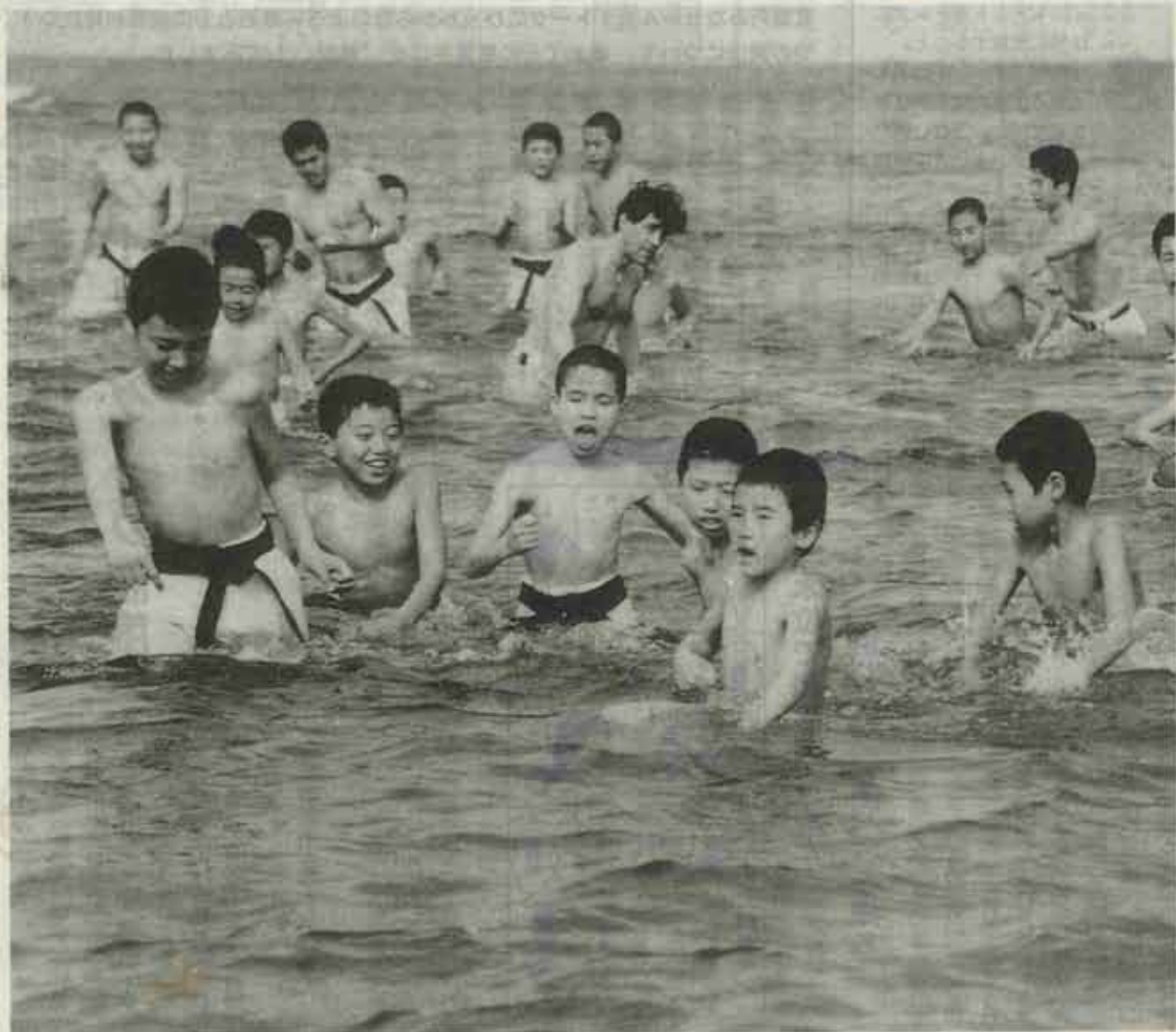


広報 川崎町

昭和62年

2月25日

第615号



町の人口

(62年1月末現在)

人口 29,904人 (+22人)
 男 14,508人 (+14人)
 女 15,396人 (+8人)
 世帯数 9,656世帯 (+11世帯)

(1月の人の動き)

転入 119人 転出 105人
 出生 31人 死亡 23人

()内は前月比

寒さ吹き飛ばせ!

スポーツ少年団空手道・岩屋海岸で寒げいこ

エイッ/ヤー/2月11日、若松区岩屋海岸でスポーツ少年団空手道の寒げいこが行われました。この日、北九州地方の正午の気温は19度、春のポカポカ陽気。でも海の中は冷たく、エイッ、ヤーの掛け声と伴に海の中へー。

今月の税金

固定資産税(4期分) 納期限 2月28日

として保存しましょう

訪問販売トラブルを回避するための5か条

- 第1条 購入意思のない時は、相手の「土俵」(ベース)にのらないこと。
- 第2条 キャッチセールス、アポイントメントセールスには特に注意すること。
- 第3条 「無料です」、「必ずもうかる」または「選ばれました」という甘い誘いとセールストークには注意すること。
- 第4条 契約の内容を明らかにした書面を受け取ること。
- 第5条 ツーリング・オフは電話ではなく、必ず書面(内容証明郵便が望ましい)で行うこと。

あなたを狙う悪徳商法

悪質手口に強くなる

悪徳商法による消費者被害が後を断ちません。うまい話には「毒」がある—
営業巧みなセールス・トークにひっかからないよう、最近とくに被害が目立つ3つの商法について、改めてその悪質手口を「検証」してみました。

しかし、次のような場合は、クーリング・オフの期間を過ぎても売買契約を取り消すことができます。
●販売業者が契約書面を購入者に渡さなかつたとき

売買契約の申込みや契約が結ばれた日を含め、一定期間内であれば無条件で申込みの撤回や契約の解除ができる制度で、販売業者が購入者にその旨を契約書に告知しなければならないことになっていきます。つまり、頭を冷やして(英語でクーリング・オフといいますが)よく考えることです。
クーリング・オフの期間は、訪問販売の場合は七日以内です。つまり契約の日を含めて七日以内であれば、無条件で申込みの撤回や契約の解除ができます。

クーリング・オフ制度

無条件で、解約できる

●契約書にクーリング・オフのことが書かれていないとき

解約できない

特例もあります

ただし、訪問販売の場合、次のようなケースはクーリング・オフができませんので注意しましょう。

●商品を受け取り、その場で代金を

ただし、訪問販売の場合、次のようなケースはクーリング・オフができませんので注意しましょう。

●乗用自動車を購入した場合

悪質手口その1・キャッチセールス



こんな点に注意を

興味本位で相手になると

思わぬ「墓穴」を掘る

○Lや学生など若い人が狙われることが多いようです。

と包装を破いて勧められます。値段を聞くと、「セット四十万円。」「封を切ったから、購入してもらおう」と脅され

人通りの多い街頭や駅で「アングレートに答えてください」とか「やせたくありませんか」などと声をかけてきます。誘われるままに喫茶店に行き、あ

とどう契約させられてしまう。キャッチセールスの典型的な手口です。声をかけられて興味本位で相手になって

れ、やせる薬、試しに飲んでみさい」

なりかねません。気を付けましょう。

県議会議員立候補受付等の日程

区分	日時	会場
立候補予定者会説	3月13日(金) 13時30分	中間市役所内 4階第1会議室
立候補届出書類等予備審査	3月26日(木) 8時45分~17時	中間市役所内 中間市選挙管理委員会事務局
立候補受付	4月3日(金) 8時30分~17時	中間市役所内 4階第1、第2会議室

統一地方選挙の投票日

県知事 県議会議員は 4月12日

町議会議員は 4月26日



こんな点
に注意を

安易に誘いに
乗らないように

「あなたはラッキーです。何万人もの中から、海外旅行の抽選に当たりました。」
「なに?」などと喜んで電話をはがき

んでいきます。
海外旅行の話に花が咲き、てっきり旅行の会の入会契約と誤ってサインをしたところ、後日、ダンボール箱いっぱい英語教材が送られてきた。こつた例に見られるように、販売する目的を告げずに呼び出して勧誘し、契約書にサインさせられます。
安易に誘いに乗らないように、またサインする前に必ず契約書をよく読むようにしましょう。

悪質手口その3 原野商法

土地の建物の売買取引に関する「宅地建物取引業法」では、訪問販売の場

合同同様に、営業所以外の場所(例えば、招待された温泉地や自宅など)で契約の申込みや契約をした場合、その日から五日間以内であればクーリング・オフが適用されます。



現地を見ないで 土地購入は危険

こんな点
に注意を

「おばあちゃん、お宅の電話番号が当選しました」という電話があって、温泉旅行の招待状が送られてきました。ホテルに着くと30人ぐらゐの同じ年代の人ばかり。食事前会社の人「北海道に広い土地があり開発中です。2年後には確実に2倍に上がります。今回は日ごろのお礼に特別価格で分譲します」とあいさつ。セールスマンがたくさん出てきて勧誘に当たります。お金がないとその場は断りました。

後日、セールスマンが自宅にしつこく来て、手みやげを出し、上がり込んで仏壇を拝むなど身内もまねできない親身な世話をするので、すっかり信用。なけなしの500万円で購入契約。

あとで分かったのですが、この土地は実は原野で売るに売れませんしかも、気づいた時には会社は倒産していて、お金は返ってこず、老後の生活はめっちゃくち。

現地を見ないで遠隔地の土地購入する場合は十分注意を。

春の火災予防運動

防火の大役 あなたが主役

2月28日～3月13日

あなたの生命や財産を一時のうちに灰にしてしまう怖い火事、でも、火事は怖い。と、ただ漠然と考えているだけでは、火災は防げそうにもありません。どうした場合に、どんな火災が多いのか、そのためにはどんな注意が必要か。自分なりに整理しておくことが火災予防に大切なことです。

- 一、寝タバコやタバコの投げ捨てをしない
- 二、子供はマッチやライターで遊ばせない
- 三、風の強いときは、たき火をしない
- 四、天をらる揚げるときは、その場を離れない



わたしたちの
街を守る消防団

サイレンの吹鳴とパレード
三月七日から十三日まで、「朝七時」と「夜六時」の二回、サイレンを鳴らします。あなたの家庭でも防火のためのチェックをしましょう。水害消防団では、「三月八日・午前九時三十分」から町内パレードを行います。

消防団は、それぞれの地域で各自の職業に従事しながら火災、風水害、地震などの災害が起きたときに、そのつと招集され活動されます。

実際の活動は、火災の鎮圧や予防、梅雨、台風時の風水害などの災害防ぎ、行方不明者の捜索救助のほか、地域行事やコミュニティ活動にも中心となって活躍されています。

このように自己犠牲にして助け合いの精神をもって、地域の人たちの生命と財産を守るための奉仕活動に参加してられる消防団に、みなさまのご支援ご協力をお願いします。

町営住宅シリーズ

⑥

ご存知ですか？

家賃を三カ月以上滞納すると、
住宅の明け渡し請求を受けることになります。

町営住宅は、家賃を三カ月以上滞納すると、住宅の明け渡しを請求することができます(町営住宅管理条例第三十条)。では、他の自治体ではどのような対応をしているか見てみますと、

●全国に賃貸住宅を多数所有している住宅都市整備公団(旧・日本住宅公団)水巻町には梅ノ木団地があり、分譲も賃貸を合わせて千三百三十四戸。では、家賃を三カ月滞納すれば、翌月に「家賃明け渡し」の訴訟を行っています。●北九州市でも、十二カ月以上の滞納者を一掃するため、裁判所において「即決和解」、悪質滞納者には直接「訴訟」を行い積極的に滞納整理をすすめています。●水巻町では、北九州市や県と連携を強めながら、悪質滞納者には滞納家賃が六カ月以下でも「滞納家賃の全額支払いと家賃明け渡し」の訴訟を行っています。

訴訟の状況

62年1月～2月末日までの

▼即決和解 十二件(吉田二件、鯉口六件、高松三件、相澤一件)

▼訴訟 (家賃明け渡し) 一件

吉田団地の筑費維持近の住宅で、第一一回口頭弁論は二月六日、第二一回口頭弁論は二月二十七日の予定です。

▼強制執行申立 三件(吉田団地)

○一件は、仮執行前日と当日に滞納金額三千九百九十五円を納入され、よって動産差し押えを取り下げ

過ぎなければ、町営住宅の申し込み及び同意許可が認められませんが、

★二月に即決和解する人のうち、滞納額八万六千三百円の人や滞納十カ月の人も含まれています。「少額だから」「滞納期間が短いから」という自己判断の甘さは、今後は一切禁物です。

※和解・調停をした人は、約束をたとえ一回でも怠ると家賃明け渡しの強制執行を受けることになります

※今後は、即決和解・訴訟・家賃明け渡しの申立(強制執行)を柱に、滞納整理の強化を図ることになります。

家賃は、毎月納入を

毎年、一月分は未納者が増加傾向ですが、なかには、家賃は翌月に支払えばよいと考えられておられる方も見受けられます。月始めから督促状の発送日の二十日までに支払いをされる方が、約百人程度おられます。(表1参照)

二月分からは、ぜひ毎月末日迄に支払われるようお願いいたします。

昨年9月以降に実施した

滞納整理の状況

- 九月・町営住宅家賃滞納整理方針決定
- 十月・現年度二カ月以上未納者への納入催告書発送(百四十二件)
- 貸付借契約解除の内容証明郵便発送七件(内十月五件)
- 管理入会談
- 入居契約書の一斉更新と滞納未提出者(十二月と二月の二回の提出催告文書発送)への催告
- 十月・二月
- 裁判件数——()内は昨年実績
- ・即決和解 二十二件(十一件)
- ・調停 三件(六件)
- ・訴訟 二件(二件)
- ・強制執行 二件(二件)
- ・強制執行申立 三件
- ・徴収職員採用
- 十一月・徴収職員採用
- ・職員四名、現金出納印受領
- ・嘱託員・職員による滞納家賃の現金徴収と納付催告指導
- 十二月・契約書更新による滞納保証人への確認通知文書(十一日発送)
- ・滞納保証人へ滞納額の通知と滞納者への納入指導依頼(十五日発送)
- ・一カ月以上の家賃未納者への滞納家賃の納入催告と滞納保証人へ通知した旨の文書(十五日発送)
- ・住宅課全員による夜間徴収(十二月十六日・二十三日までの六日間)
- ・口座振替の加入促進
- ・一月・現年分家賃一カ月以上未納者への夜間徴収と催告(一月二十六日・二十九日までの四日間)
- 九月・二月
- ・生活保護費からの自動天引制度の推進
- ・電話による督促
- ・滞納者への自主退去指導、五件(吉田一件、高松三件、鯉口一件)
- ・その他二戸借等自主退去指導三件(十二、高松各一件)
- ・高租所得者に対する明け渡し請求指導による退去三件(猪熊)

表1 家賃未納件数調べ (62年1月分)

団地名	件数
二	9
下垣	9
垣末	5
野間	0
いわけ	17
吉田(公営)	1
公営計	28
吉田(改良)	70
高松	97
鯉口	75
店舗(吉田)	59
高松	0
改良計	2
合計	233
	303

※ 2月1日現在納入実績

老人保健法の改正により、1月1日から窓口の支払いが変わりました。

- ① 老人医療の受給者の方の窓口支払額は次のとおりです。

外来	月の最初の診療日に…… 800円
入院	1日につき……… 400円 ただし、低所得者で、町長の認定を受けた方は従来どおり300円(2ヵ月限度)

- ② 低所得者に対する入院時一部負担金の特例 次の要件の全てに該当する方で、町長の認定を受けた場合は、入院時一部負担金が従来どおり1日300円(2ヵ月限度)となりますので、下記の書類を持参のうえ認定証の交付手続きをして下さい。

対象者の要件	申請に必要な書類
①老齢福祉年金の受給者であること。	老齢福祉年金証書 老人医療受給者証
②市町村民税非課税世帯に属していること。	印鑑

- ③ 特定疾病に対する入院時一部負担金の特例 次に掲げる疾病で、町長の認定を受けた場合は、入院時一部負担金が1カ月に10,000円となりますので特定疾病療養受療証の交付手続きをして下さい。

対象となる疾病	申請に必要な書類
①人工腎臓を実施している慢性腎不全	医師の意見書・健康保険証・老人医療証・印鑑
②血友病	印鑑

- ④ 重度心身障害者

次の要件のいずれかに該当する老人医療受給者の方は、水巻町が実施する重度心身障害者医療制度によって、一部負担金の全額を公費で支払いますので、障害者医療証の交付手続きをして下さい。

対象者の要件	申請に必要な書類
①身体障害者で、手帳の等級が1級又は2級の人	健康保険証 老人医療証
②精神薄弱者で、療育手帳の障害の程度が「A」である人	印鑑 障害の認定に必要な書類
③障害基礎年金の受給者で障害の程度が1級と判定されかつ原因となった傷病名が精神薄弱又は精神遅滞となっている人	(身体障害者手帳又は療育手帳又は年金証書)

- ⑤ 手続きおよび問合せ先

役場の国保年金係(6番窓口)

二月は、夜間徴収強化月間

二月は、第二回目の住宅課全員による夜間徴収強化月間ですが、三月も二月に引き続き、総行動による滞納整理

六十一年度収入率
大幅に向上

昨年九月から「家賃滞納整理方針」に従って取り組んできました各種対策が実を結び、三年以内を目標とした徴収率を達成できる見込みとなりました(表2参照)。

とくに、過年度滞納分は目標の三〇パーセント以上を、はるかに上回る収入の見込みとなりました。

の強化を図ります。
なかでも、現年分の完納督促を重点に精対策を講じることとします。

※ 次号は、昭和六十二年の空家募集について掲載します。

この督促状
が来る前に納めてネ!

※町営住宅に対しての督促の意見をお寄せください。連絡先→役場住宅課(電話二〇一四三三)



表2 61年度 住宅使用料収入決算見込

区分	収入率			滞納繰越額		
	61年度 決算見込	60年度 決算	3年以内目標 滞納整理方針	61年度 決算	60年度 決算	3年以内目標 滞納整理方針
現年分	97.5 %以上	97.1	97.0	700 万円未満	827 万円	800 万円以下
過年分	35.0	27.5	30.0	2,300	2,822	2,500
合計	90.4	88.3	90.0	3,000	3,649	3,300

※注 61年度決算見込は、62年2月10日現在の推定見込

健康ビーチボールバレー大会 参加者を募集

家庭婦人の健康増進と親善交流を図るため、水巻町健康づくり推進協議会主催の健康ビーチボールバレー競技大会が次のとおり開かれます。多数の参加をお待ちしております。

▷日時 3月15日(日) 午前10時開会

▷会場 町民体育館

▷競技種目 ①30歳代の部②40歳代の部③50歳代の部

※年代の上の人は、下の部にも出場できます。

▷チーム編成 5人以内で編成(ゲームは4人で行う)

▷参加申込 当日会場で9時30分から受け付けます。出場者は経費で必ず上履き用ズックを持参ください。

バドミントン大会参加者を募集

▷日時 3月8日(日) 午前9時30分開会

▷会場 町民体育館

▷競技種目 ①男子ダブルス(A級・B級)②女子ダブルス(A級・B級)③混合ダブルス④ジュニア

▷参加申込 当日会場で9時から受け付けます。組合わせも当日行います。

地区公民館活動推進講座

「はじめをなくす」
この映画は、はじめの事例を追いつながら、はじめの根底にある現代の子どもの心の問題を描き、あわせて、はじめを防止解決するには学校と家庭の連携、信頼関係の確立が、いかに大切であるかを訴えたものです。

「十代の非行と親の責任」
この映画は、思春期十代の特徴と家庭におけるしつけについて親の役割や義務をこのように果たすかを訴えたものです。
子ども会、少年団体の指導者の皆様
の参加をお願いします。

▽日時 3月8日(日)
午前10時～午前11時45分
▽場所 水巻町中央公民館・視聴覚室
▽映画の題名と学習のポイント

お知らせ
みなさん、よく読んでね!
役場 ☎ 201-4321



技能を得て、生活向上を
ただ今、技能訓練生を募集中



技能向上訓練生募集
働いている方々の知識・技能の向上のため、次の講習会を開きます。

▽実施科 鋳造科、機械科、仕上げ科、板金科、溶接科、電気工事科、電気情報科、配管科、製缶科、塗装科、ブロック建築科

▽訓練コース ○土曜日・日曜日コース ○平日昼間コース ○平日夜間コース

▽受講料 一級一八千円、二級一六千円(一年間)

▽訓練期間 標準一年間(いつても受付けてきます)

▽特典 修了者には受講した訓練科の学科試験が免除されます。

見回せば 身近なところに あなたの税金
住民税と国保税の申告は3月16日まで

昭和六十二年度の住民税と国民健康保険税の申告を受けています。申告をしなければならぬ人は、必ず三月十六日までに申告して下さい。

①日雇いなどの日給者
②年金の恩給を受けている人
③給与所得者で住民税を給与から天引されていない人
④給与所得者で地代・家賃・利子・配当など、給与以外の所得があった人

持参するもの
①前年中の所得のわかる資料
②国民健康保険税の納税証明書
③国民年金支払証明書
④生命保険支払証明書
⑤印鑑
⑥銀行又は農協の通帳口落書き

申告と納税相談の日程

月日	時	間	場 所	地区名と申告内容
2月27日(金)	9時～16時		役場加号大会議室	水巻・松栄・在団・地・机・猪熊町住 古古・新生街・口分譲・古古 尾尾・団地・尾尾・口古古
3月2日(月)	◇	◇	◇	◇
3月3日(火)	◇	◇	◇	◇
3月4日(水)	◇	◇	◇	◇
3月5日(木)	◇	◇	◇	◇
3月6日(金)	◇	◇	◇	◇

3月の心配ごと相談
他人に訴えず一人でよく我慢していませんか? 社会福祉協議会主催の無料相談が開かれます。お気軽に相談ください。秘密は厳守守ります。

▽日時 3月2日、3月9日、3月16日
3月23日、3月30日
○時間 いずれも午後1時～4時
▽場所 水巻町中央公民館「大和室」

婦人のための 技術講習会
福岡県婦人就業援助センター筑豊支所では、就業を希望される家庭の婦人を対象に講習会を開催します。

講習内容 老人介護の方法
講習期間 4月6日～5月27日(毎週月・水・金の10時～16時)
講習会場 戸畑ステーションビル
講習料 無料(教材費は負担)
申込み先 3月17日と18日の9時から17時までに、婦人就業援助センター筑豊支所(☎0948-2341-55)に電話で申込みください。なお、お尋ねも同所へ。

固定資産税 課税台帳の縦覧
昭和六十二年固定資産税課税台帳の縦覧を、次のとおり行います。
縦覧期間 3月1日～3月20日
(日曜日と土曜日の午後を除く)
縦覧場所 役場税務課・課税係

図書の案内

住民のみなさん、中央公民館の図書室には、たくさんの本があります。あなたの、さがしていた本も見つかるかも知れません。ご利用ください。

▼開館時間

○平日と日曜日 午前11時～午後7時

○土曜日 午後1時～午後5時

▼休館日

毎週月曜日・毎月第3日曜日・祝祭日は休館日です。

題名	著者	分野	刊行	備考
岩崎ちひろの絵本	岩崎ちひろ	絵本	岩崎ちひろ	
金井みすずの絵本	金井みすず	絵本	金井みすず	
はなをたらしした神	高野 せい	児童	高野 せい	
日々の地図	谷川伸太郎	児童	谷川伸太郎	
人生は花いろいろいろ	高橋 穂子	児童	高橋 穂子	
トルストイの読後感	北川 昭	児童	北川 昭	
娘の学校生活	谷川 昭	児童	谷川 昭	
土田の童話	土田 敏子	児童	土田 敏子	
水 俣	藤原 史成	児童	藤原 史成	
紙の巻物	小林 隆一	児童	小林 隆一	
天の巻物 前後	中野 与一	児童	中野 与一	
一日一輪	野島 耕一	児童	野島 耕一	
核の時代を懐か	藤田 伊三郎	児童	藤田 伊三郎	
ヒロシマ爆心地	藤田 伊三郎	児童	藤田 伊三郎	
年表ヒロシマ40年の記録	中国新聞社	児童	中国新聞社	
子どもの誇り	小泉 文夫	児童	小泉 文夫	
少年犯罪録	池田 正太郎	児童	池田 正太郎	
このころに生まれて	城島 麗子	児童	城島 麗子	
学校(高橋中学校)	高橋 穂子	児童	高橋 穂子	
海を渡る	藤原 史成	児童	藤原 史成	
七つ大蛇の巻物	藤原 史成	児童	藤原 史成	
七つ大蛇の巻物	藤原 史成	児童	藤原 史成	
主君の日記	水上 勉	児童	水上 勉	
近江シロ	三浦 綾子	児童	三浦 綾子	
入学記念品として小学校に入学したとき三万円。中学校・高等学校に入学金として二万円。詳しいことは同類	入学記念品として小学校に入学したとき三万円。中学校・高等学校に入学金として二万円。詳しいことは同類			



昭和62年度と63年度の建設工事入札参加者を受付けます

昭和六十二年度と六十三年度に水巻町が実施する建設工事(建築、土木、舗装、管、水道施設)の入札、見積りに参加を希望される方を、次の要領で受付けます。

- ▼受付期間 4月1日～4月15日 (但し、土曜日の午後と日曜日は受付をいたしません)
- ▼受付場所 財政課契約係(二階)
- ▼申込方法 建設業者カード(町指定様式)を財政課契約係で配布していただきますので、これに記入のうえ必要書類を添えて提出して下さい。
- ▼注意事項 ①入札参加資格審査申請書の受付は「二年に一回」です。次回は、昭和六十四年四月一日からの予定となります。

通行止めのお知らせ

▶江川大橋
橋の架け替えのため
規制: 全面通行止め
工期: 2月9日～3月31日
発注: 北九州市若松建設事務所



船員遺族へ援護金を支給

日本殉職船員顕彰会では、職務上死亡された商船の殉職船員遺族へ援護金を支給します。

金額は、出生から高等学校を卒業するまでの期間に一人一カ月六千円。別

- ▼観望できる人
○本人 ○代理権を有する代理人(委任状が必要) ○納税代理人
- ▼観望に必要な物
○印かん ○本人以外の方は「委任状」が必要
- ▼農薬委員会委員
選挙人名簿の観望

- ▼水巻町選挙管理委員会では、昭和六十二年一月一日現在で申請のあった農薬委員会委員選挙人名簿登録申請書にもとづいて作成された、選挙人名簿を次のとおり観望しています。
- ▼期日 2月23日、3月9日
- ▼時間 午前8時30分～午後5時
- ▼場所 役場観望課(選挙管理委員会)



同じくついで

林 竹一 評論

配野 一義 評論

山折 哲雄 評論

藤原 猛 評論

竹下 哲 評論

永井 達夫 教育

関 潤一 教育

栗田 洋子 児童文学

保健・衛生だより

おたずねは………
役場健康対策課へ



母子手帳の交付

▽日時 3月2日(月) 午前10時
3月16日(月) 午前10時

▽場所 役場健康相談室

▽内容 母子保健制度の説明、母子手帳の使い方、検診結果の説明及び個人相談を受けます。

▽注意事項

- ①保健所で妊婦検診終了後、10日以上経っていること。
- ②印鑑を持参のこと。
- ③できるだけ本人がおいで下さい。

母親学級

▽日時 3月2日(月) 第1課
3月9日(月) 第2課
3月16日(月) 第3課

▽場所 第1課 役場健康相談室
時間 いずれも13時30分

3月の保健ごよみ

日	曜	事業名	時間	場所
2	月	母子手帳の交付	10:00~11:00	役場健康相談室
		母親学級	13:00~15:00	役場健康相談室
		キッチンカーによる調理実習	13:00~15:00	中央公民館調理室
3	火	健康相談	10:00~11:00	杵山荘
6	金	健康相談	10:00~11:00	役場健康相談室
		4ヵ月児健康相談	13:00~13:30	中央公民館2階大会議室
7	土	療育訓練	9:00~12:00	遠達保健所(予約者のみ)
9	月	母親学級	13:00~15:00	役場健康相談室
12	木	健康相談	10:00~11:00	役場健康相談室
16	月	母子手帳の交付	10:00~11:00	役場健康相談室
		母親学級	13:00~15:00	中央公民館調理実習室
20	金	療育訓練	13:00~17:00	遠達保健所(予約者のみ)
24	火	子宮ガン・乳ガン検診	13:00~13:30	中央公民館和室

健康相談

▽日時及び場所

- ☆3月3日(火) 杵山荘
- ☆3月6日(金) 役場健康相談室
- ☆3月12日(木) 役場健康相談室

○時間 いずれも10時~11時

▽相談内容 検尿、血圧測定、個人相談。ご希望の方には、塩分テストを行いますので、朝作った「みそ汁」を少し持参ください。

療育訓練

▽定員 子宮がん 八〇人
乳がん 五〇〇人

▽場所 中央公民館・和室
▽料金 子宮がん 五百円
乳がん 五百円

健康相談

▽日時 3月7日 午前9時~正午
3月20日 午後1時~5時

▽場所 遠達保健所
※予約制です。申し込みは役場健康対策係で受付けます。

食生活改善推進教室
受講者を募集します

一年間にわたって、栄養のバランスがとれた健康食の作り方を、あなたも勉強してみませんか。

▽講習期間 今年五月から来年三月まで、原則として毎月二回(第一金曜日か第三金曜日)。

▽講習時間 午前9時30分~正午

▽講習場所 遠達保健所・会議室
※受講ご希望の方は役場健康対策係に4月15日までに申込みください。

3月のし尿

収集予定日

- 2日 立原敷、塚末(1, 2, 3, 4, 7, 10区)、猪熊6区
- 3日 吉田2区、吉田3区、塚末(7, 8, 16区)、猪熊2区
- 4日 吉田3(2, 5区)、塚末(22区)、唐船県住、猪熊10区、
- 5日 吉田2(1, 2区)、御輪地、吉田3(1, 2, 3, 5, 6区)、塚末(22区、唐船県住)、猪熊(2, 4, 5区)、月2回まわり(環境整備センター)
- 6日 吉田2(1, 2区)、御輪地、吉田3(6, 8, 11区)、猪熊園、車返し、猪熊(2, 3, 10区)、月2回まわり(太平洋社)
- 7日 下二(7, 8区)、林住宅、吉田三(猪熊園)、塚末(1, 5, 17区)
- 9日 吉田3(塚末町住)、塚末(9, 10, 12, 15, 19, 20, 21, 25区)、新生街(山ノ口団地)
- 10日 立原敷(2, 3区)、伊左座(1, 4区)、下二区、吉田一(川端通り)、塚末(6, 18, 21区)、松栄荘団地、みずまき苑)
- 11日 二、下二、吉田一(4, 8区、片山)、吉田二(11, 16区)、碓石、宮尾、木村)、美吉野団地、塚末(11, 13, 14区、松栄荘団地)
- 12日 立原敷、二(1, 6区)、吉田一(3区、月夜待)、吉田二(3, 5区、大橋風道筋)、美吉野団地、古賀、新生街、杵杜宅

四力月児健康相談

▽日時 3月6日(金)

○受付 午後1時～午後1時30分

▽場所 中央公民館大会議室(2階)

※四力月児(61年10月10日から61年11月6日生)の乳児に対して、ハガキで個人通知をしています。ハガキの届いた人は、それに記入のうえ母子手帳、バスタオル、本人の気に入ったおもちゃを二つ持参してください。

なお、転入等でハガキが届いていない方は、健康対策係へ連絡し、当日おいでください。

※希望者には、小児ガンの検査させていただきます。



小畑 拓也くん

昭和61年2月6日生

(剛)さんの長男

皆さん、はじめまして、イタズラ大好きな拓也です。いつもママに叱られています。でも、へっちょらダイイノ、もっともっとイタズラしよう。

(古賀団地「棟」二〇六号)



於保 豊和くん

昭和61年2月26日生

(一徹)さんの長男

ハロー、僕はトヨ君です。四力月から保育園に通っています。先生もみんな美人でやさしい人ばかりで大好きです。どんなことにも、くじけないので、たくましく育ってね。

(吉田・垣添)



小林 祐司くん

昭和61年2月26日生

(和広)さんの長男

こんにちは、とにかくパパにそっくりなボクです。やっつと歩けるようになりました。公園で遊ぶと、車が大好き。早く大きくなって、毎日お外で遊ぼうね。

(垣末三六〇の六)

トをお護しいたします。



キッチンカーによる調理実習

栄養のバランスのとれた食事は、成人病を防ぐための重要な要素です。県栄養士による調理実習を次のとおり行います。多数参加ください。

▽日時 3月2日(月)

午後1時30分～3時

▽場所 中央公民館・調理室

※みそ汁の塩分濃度を測定しますので、朝のみそ汁を少し持参ください。

国民年金保険料は税金控除の対象になります

前年におさめた国民年金保険料は、全額所得税や住民税の所得控除の対象になります。確定申告の手続きの際に申告してください。昨年1年間(61年1月～12月)の国民年金保険料は次のとおりです

- ◎定額保険料
 - 84,120円
 - 〔61/1～61/3 6,740円×3月〕
 - 〔61/4～61/12 7,100円×9月〕
- ◎定額+付加を納めた人
 - 88,920円
 - 〔付加保険料 4,800円〕
 - 〔61/1～61/12 400×12月〕
- ◎61年4月から1年前納した人
 - 定額保険料 83,140円
 - 付加保険料 4,680円
 - 計 87,820円

愛の贈りもの

香典返しとして次の方々から社会福祉協議会にご寄付いただきました。故人之ご冥福をお祈りいたします。

▽吉田一 故・藤野 ナツ様

▽垣末 故・藤方 俊様

▽猪熊 故・原田信一郎様

▽猪熊 故・原田英一郎様

▽二 故・綾野 静枝様

故・綾野 美喜子様

おわびと訂正

2月10日号の6177面「お知らせ欄」で、表題の「優良木造住宅を募集」と「あなたも能力の開発を」、「県営住宅入居者募集」の三箇所が表題と内容が入れ変わっていました。深くおわび申し上げます。

- 13日 二、二町住、吉田一1区、吉田二(4、6、7、8、10、13区、宮尾、御輪地、大橋鼻通筋、イワセ町住)、美吉野団地、机
- 14日 二町住、下二町住、吉田一(3区、商店街)、吉田三(6、8、9、10区、車返し)
- 16日 吉田団地(19、22、27、43、46、56棟)、樋口(卯月、中井樋口)
- 17日 二(野間町住)、吉田団地(1、6、8、10、16、18、23、26、44、45、57、83、86、94、101、109、113棟)、樋口
- 18日 二1区、吉田団地(7、11、15、60、73、76、82、87、93、102、105、108棟)、猪熊、吉賀
- 19日 立原敷3区、下二(1、2、3区)、吉田団地分譲、猪熊
- 20日 二(1、2区)、下二2区、吉田二(9、12区、本村)、猪熊町住
- 月2回まわり(環境整備センター、大洋社)
- 23日 伊左座2区、二(1、3、4、6区)、古賀居住
- 24日 伊左座(2、3区)、二(1、2、4、5区)、下二(4、7、8、10区、双葉荘、幼稚園通り)、樋口(赤水、川端通り)
- 25日 伊左座(3、5区)、下二(5、6、7区、幼稚園通り)、猪熊、樋口
- 26日 みすほ団地(1、4区)、猪熊、樋口
- 27日 伊左座2区、みすほ団地(1、5区)

わたしたちのふるさととは、炭坑と深いつながりをもった町です。忘れ去られようとしている

炭坑の様子や炭坑にまつわる物語をみなさんに紹介していきます。

筑豊二三家

(2)

筑豊三家で安川と麻生は、それなりの地盤があつての炭鉱経営であるが、貝島太助になるとツルハシ一つで身をおこした、いわゆる成り上り者の類であつた。これについては、あとで書く伊藤伝右衛門と三好徳松においても同様で、川筋の水呑み百姓から鉱主となつて、巨萬の富を得たのであるから、書くにしても、おのずから興味がわいてくる。

太助は弘化元年（一八四四）、鞍手郡直方村で四人兄弟の長男に生まれた。家は俗にいう赤貧洗うが如き水呑み百姓で、太助が九歳のときに父水四郎に連れられて間歩（坑内）に入ったのが、そもそも炭坑とのかかわりの始まりである。明治元年（一八六八）、太助が二十一歳のときであつた。兄弟で新入村の小ヤマを開発したのに失敗して、それからの太助は納屋頭などをして機会のくるのを待っていた。

そうした明治十五年（一八八二）冬、太助が三十六歳のときであつた。近くの旅館の主人が太助にぜひ今夜中に会いたいとの、泊り客の伝言を持ってきた。夜風が体にしみるなかを太助が行ってみると、その人は帆足義方という陸軍軍人、話によれば実弟に炭鉱を経営させるつもりでいるが、



貝島 太助

炭鉱の知識と経験がまったくないので、力をかしてほしいとのこと。そのとき太助は、長崎か

ら蒸気ポンプを購入したのに失敗して、多額の借金をかかえて夜逃げを考えていた矢先のこと、早速、わたり舟とばかりに経営利益の二割をもらうことで同意した。

その後の太助は、新入（直方）、香月（八幡西区）などの炭坑を帆足名義で購入して経営にあつたが、三年後の明治十八年、太助が帆足のもとを去るまでに、太助は帆足を筑豊の大鉱区の所有者にのしあがらせていた。なお、その間に太助は、利益金で鞍手郡宮田村大之浦の鉱区を購入したので、帆足のもとを去るとすぐ、これの開発に着手した。すなはち、これがのちに貝島家の炭鉱経営の基盤となつた大之浦炭鉱で、その後の貝島繁栄は、これにおうところが多いと言われる。

こえて、明治二十年になると不況で炭価が下落したうえ、太助は大之浦坑の開発に加えて、八十歳の老母を安心させようと、兄弟の反対を押し切って豪壮な家を建てて、計八万円の借金をかかえて苦しんでいた。ところが人間の運というのはいかにぬものである。明治二十四年三月、元農商務大臣で政財界の大立て者井上馨が、人力車で耶馬溪から太宰府へ向う途中、直方をすぎたところで百姓家のなかに、ひととき目立つ三階建ての大邸宅が目にとまった。案内人に聞くと、「一介の坑夫から身をおこして、今は筑豊で指折りの鉱主となつた貝島太助の邸宅で、老母の孝養のために建てた」と説明した。

そのとき井上は、旧藩主毛利元照が金田炭坑（田川郡金田村）を所有して、その経営に行き詰っているのを思い出して、その足で貝島邸を訪ねた。そして話しているうち井上は、地の底にて腕一本で鍛えあげた、川筋男の武骨で飾り気のない、太

助の人柄にひかれていった。こえて六月、井上は毛利を金田炭坑から大之浦坑へ案内して、技術援助を太助に求めた。ところが太助は巨額の借金をかかえて四苦八苦ししているころ、その資格が自分がないことを打ちあけて断つた。

それから二、三カ月したある日、そんなことを忘れていた太助に、井上から上京せよとの手紙がとどいた。早速、上京してみると井上と毛利、それに三井物産の示談となつて、毛利家から二回にわたつて八万円の融資をうけることができた。おかげで太助は高利の負債をすべて返済したが、翌年さらに炭価は下落して、坑夫の賃金が払えない状態となつた。そこでさらに井上のあつせんで鉱区を三井名義に切り替えて、あらだに毛利家から一万五千円の融資をうけて倒産をまぬがれ、二年後の日清戦争ですべてを返済している。

なお余談になるが、昭和九年に水巻村へ日本炭鉱（社長鮎川義介）が進出したのは、買収する三好鉱業の隣に貝島の鉱区があつたのを、鮎川が貝島からもいうけたからである。これについてはあとで書くが、鮎川の妻が太助の娘で、鮎川の叔父にあたる井上の媒酌で二人は結婚して、この関係ができたのである。

その後、太助は井上の要請で政友会へ入党したが、これがきっかけで筑豊の石炭業界は、ほとんどが政友会へ入党して、政友会王国を築いている。そしてよきにつけ悪きにつけヤマは政治権力と結びついて、やがては政治にふり回されて、筑豊はその舞台で踊らされることになる。

なお太助は、大正五年、七十三歳で没している。（この項おわり）

（文） 郷土史家 柴田 貞 志